ID:　42

担当部署:　教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	使用停止命令
例規名 根拠条項	芦屋市立学校使用条例　第12条第2項
例規番号	昭和27年条例第9号

【根拠条文】

第12条　使用者は、校地内使用中、他人に迷惑をかけ、又は秩序を乱す行為をする者及び凶器、火薬、劇薬その他の危険物を携帯する者を立ち入らせてはならない。

2　使用者が前項に違反したときは使用中といえども委員会又は学校長は使用停止を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日